

事 務 連 絡
平成20年10月 1日

(社)北海道建築士会事務局長 様
(社)北海道建築士事務所協会事務局長 様
(社)日本建築構造技術者協会北海道支部長 様
(社)日本建築家協会北海道支部長 様

北海道建設部住宅局建築指導課主幹

混構造の木造、RC部分の構造計算の取扱いについて

このことについて、平成19年国土交通省告示第593号が、別紙のとおり改正され、平成20年10月1日から施行されましたのお知らせします。

この改正により、1階RC造(WRC造)、2～3階木造の混構造は、改正前は告示4号に該当し、偏心率等のチェックが必要でしたが、今回の改正により告示第3号の規定によることも可能となり、この場合には偏心率等の規定がかからなくなりました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願いします。

(建築基準グループ 担当 小山、関)

○ 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号改正案新旧対照条文
 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。 一、二（略） 三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからホまでに該当するもの以外のもの（次号イからトまでに該当するものを除く。） イ、ホ（略） 四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイからトまでに該当するもの以外のもの（前号イからホまでに該当するものを除く。） イ、ト（略）	建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物とする。 一、二（略） 三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからホまでに該当するもの以外のもの（次号イからトまでに該当するものを除く。） イ、ホ（略） 四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイからトまでに該当するもの以外のもの イ、ト（略）

五・六 (略)

- 七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であつて、屋根版以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。)
八 (略)

五・六 (略)

- 七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であつて、屋根版以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。)
八 (略)